

## 「マルチステークホルダー方針」

当金庫は、将来にわたり中央金融機関としての機能を安定的に発揮し続けていくためには、信用金庫、地域社会、従業員、優先出資者、取引先など多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、地域経済社会の持続的な発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、下記の取組みを進めてまいります。

### 記

#### 1. 従業員への還元

当金庫は、「人財」が企業の成長にとって最も重要な財産であると位置づけ、従業員の能力開発やスキル向上に向けて必要な投資を惜しむことなく実施することによって、持続的な成長と生産性向上に取り組む、付加価値の最大化に注力します。その上で、生み出した収益・成果に基づいて、自金庫の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、人的資本投資に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、賃金の引上げについて、物価動向、経済情勢および自金庫の経営状況等を踏まえ、給与水準の見直しにより、安定的かつ持続的な処遇改善に取り組めます。また、人的資本投資について、企業内大学における各種研修プログラムの提供、国内大学院、海外ビジネススクールへの派遣、従業員の自律的なキャリア形成の支援等によりプロフェッショナルな人財を育成するとともに、柔軟な働き方の拡充等を図ることにより多様な人財が活躍できる組織づくりに取り組んでまいります。

#### 2. 取引先への配慮

当金庫はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/85169-11-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/85169-11-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

#### 3. その他のステークホルダーに関する取組み

当金庫は、信用金庫とともに、地域・中小企業・個人の課題解決に取り組む、地域経済社会の成長に貢献してまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組みを進めてまいります。

以上

2025年3月19日

信金中央金庫

理事長 柴田 弘之